

## 譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（ABL協会）

ABL協会事務局の協力により、ABL協会会員宛に質問事項を送付し、同協会会員の25社から回答を受領した。このうち、2社からは、自らは金融業を営んでいない等の理由から回答できないとの回答があったため、このほかの23社からの回答を、事務当局において取りまとめた結果を以下のとおり報告する。

1. 譲渡禁止特約によって、債権譲渡による資金調達に支障が生じているとお考えでしょうか。

（回答）

支障が生じていることを肯定する方向の回答 23社  
支障が生じていることを否定する方向の回答 0社

（補足説明）

回答があったすべての会員から、譲渡禁止特約によって、債権譲渡による資金調達に支障が生じていることを肯定する方向の回答があった。もっとも、これらの回答の中には、譲渡禁止特約が債権譲渡による資金調達の最大の障害であるという回答がある一方で、一部支障が出ていると思われるという回答があった。

2. （1において支障が生じていると考えている場合）譲渡禁止特約によって、債権譲渡による資金調達にどのような支障が生じているか、具体的にご教示ください。

（回答の要旨）

- ① 資金調達を行うことができなくなる、又は資金調達が行うことができるとしても、その条件が、譲渡禁止特約がなかった場合よりも悪化することがあるとするもの（22社）  
② 譲渡しようとする債権に譲渡禁止特約が付されているか否かを確認するための時間・手間・コストがかかるとするもの（3社）

※注 多くの会員が複数の回答をしているため、回答数の合計が、質問1で「支障が生じていることを肯定する方向の回答」と回答した会員の数と一致しない。

（補足説明）

- (1) 回答①の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 債権を担保として融資をする場合には、譲渡禁止特約付きの債権は担保の対象とならないため、担保が不十分であるとして、融資ができない、借主が希望する金額の融資ができない、又は利率が高くなるといった事例が生じている。
- 譲渡禁止特約付きの債権が担保の対象とならないため、融資枠、融資金利の判断が、結果的に譲渡人（オリジネーター）のコーポレートリスクに帰結することになる。
- 特に、官公庁や大企業向けの信用力の高い債務者に対する債権については、ほとんどの場合に譲渡禁止特約が付されており、債務者の信用力が高く、担保価値が高い債権ほど、担保として利用できないという事例が頻繁に生じている。特に、不動産を保有しない中小企業にとっては、債権譲渡による資金調達ニーズが大きいにもかかわらず、優良な債権を有効活用できないことから大きな支障が生じている。
- 譲渡禁止特約がある取引契約を締結する習慣のある業種、業界においては、原因契約において禁止特約がないことを確認できない限り、売掛債権を譲渡担保として融資をすることができない（ABLのスキームが成り立たない）。
- 譲渡禁止特約付き債権を譲渡するためには、債務者の承諾を得ることが必要であり、また、譲渡禁止特約付き債権を無断で譲渡することにより契約を解除されるおそれがあることから、債務者に債権譲渡の事実を知らせることなく、債権譲渡をすることができない。譲渡の事実を知らせることにより、譲渡人について信用不安が生じるのではないかという点について懸念し、担保として資金調達をすることを断念するという事例や、債務者が合理的な理由なく承諾を拒否するような事例がある。
- ファクタリングによる資金調達ができない事例がある。

(2) 回答②の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 譲渡しようとする債権のすべてについて、譲渡禁止特約が付されているか否かの確認のために、債権の原因書類の調査、ヒアリング調査などを行う必要があることから、時間と労力を要する（アメリカでは、UCCのファイリングを見れば、事足りたということを指摘する回答もあった。）。
- 上記のような調査を法律事務所に依頼した場合には、弁護士費用がかかる。

3. 譲渡禁止特約付き債権を譲渡しようとしたものの、債務者が承諾しなかったために、譲渡禁止特約付き債権を譲渡できなかったという事例はあります

か。

(回答)

|    |     |
|----|-----|
| ある | 17社 |
| ない | 6社  |

(補足説明)

- (1) 譲渡禁止特約付き債権を譲渡しようとしたものの、債務者が承諾しなかったために、譲渡禁止特約付き債権を譲渡できなかったという事例があったとする回答が多数を占めた。
- (2) 上記のような事例がないとする回答の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
  - 承諾が得られそうな債権に限定して、債務者に承諾を依頼しているため、承諾を依頼して断られたことはない。
  - 債務者への承諾を依頼する前に、債権譲渡を断念することから、債務者が承諾をしなかったという事例はない。

4. (3のような事例がある場合) 債務者が承諾しなかった理由が分かれば、ご教示ください。

(回答の要旨)

- ① 事務手続の煩雑さを理由とするもの(7社)
- ② 過誤払いの危険の回避を理由とするもの(4社)
- ③ 抗弁権(特に相殺の抗弁)の確保を理由とするもの(4社)
- ④ 譲渡禁止特約付き債権の譲渡について、それまで承諾をしたことがないということをも理由とするもの(4社)
- ⑤ 自社が望まない第三者に債権が移転することを回避したいということをも理由とするもの(3社)
- ⑥ 取引条件の緩和となる契約内容の変更には応じないということをも理由とするもの(2社)
- ⑦ 債務者が承諾しなかった理由が分からないとするもの(3社)

※注 多くの会員が複数の理由を回答しているため、回答数の合計が、質問3で「ある」と回答した会員の数と一致しない。

(補足説明)

- (1) 回答①の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
  - 原契約書に入っている内容を変更するためには、社内手続を経る必要があるところ、当該手続の過程で承認が得られなかったということ

や、また、債務者としては、譲渡について承諾をすることにメリットがないことから、当該手続を進めていないということを理由とするもの。

- 債務者が大企業の場合、取引契約の修正等が（取引を直接担当している部門ではない）法務部の承認事項であるところ、取引を直接担当している部門としては、自己の利益につながらない相手先からの要望に応じるために承諾手続に関する業務を行いたくないということを理由とするもの。
- 大企業の場合には、取引相手が多数存在するため、個別の取引相手からの譲渡禁止特約付き債権の譲渡の承諾について対応するために、法務セクション等に稟議を回覧する等の手続を採ることは、事務的な負担が大きいということを理由とするもの。

(2) 回答②の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。

- 債務者側の事務手続のミス等により、原債権者（譲渡人）に支払ってしまう可能性があり、譲受人から二重に請求を受けるリスクがあることを理由とするもの。

(3) 回答③の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。

- 債権に譲渡禁止特約を付した理由は、継続的に行われる取引の中で発生する相対立する債権債務を相殺によって処理する点にあるため、譲渡されては困るということを理由とするもの。

(4) 回答④の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。

- 慣例上承諾をしたことがないということを理由とするもの。
- 社内手続等のための事務が分からないということを理由とするもの。
- 譲渡禁止特約付き債権の譲渡の承諾を求められた場合に対応するための社内のマニュアルが無いということを理由とするもの。

(5) 回答⑥の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。

- 一般に取引条件の緩和と解される契約内容の変更には応じないというもの。
- 契約上譲渡を認めていないということを理由とするもの。

5. 譲渡しようとした債権に譲渡禁止特約が付されていたため、債務者から承諾を取得しようとしせずに、譲渡を断念したという事例はありますか。

(回答)

|    |     |
|----|-----|
| ある | 20社 |
| ない | 3社  |

(補足説明)

回答があった会員の大部分から、譲渡しようとした債権に譲渡禁止特約が付されていたため、債務者から承諾を取得しようとはせずに、譲渡を断念したという事例がある旨の回答があった。この中には、譲渡禁止特約付き債権を譲渡することについて、承諾を取得しようとする事例は少なく、承諾を取得しようしない事例が大半を占める旨の回答があった。

6.(5のような事例がある場合)なぜ、債務者から承諾を取得しようとはせずに、譲渡を断念したか、理由をご教示ください。

(回答の要旨)

- ① 債務者との関係を悪化させるおそれがあるということを理由とするもの(14社)
- ② 債権者の信用不安を招くおそれがあるということを理由とするもの(9社)
- ③ 承諾を得るための手続の負担が大きいことを理由とするもの(2社)
- ④ 承諾を求めても、応諾してもらえない可能性が高いことを理由とするもの(1社)

※注 多くの会員が複数の理由を回答しているため、回答数の合計が、質問5で「ある」と回答した会員の数と一致しない。

(補足説明)

- (1) 回答①の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
- 承諾の見返りとして、債務者から商品価格の値引き等の要請がされることがあるということを理由とするもの。
  - 承諾を依頼することにより、取引条件が悪化することや、取引自体がなくなることを恐れて、依頼できないということを理由とするもの。
  - 債務者に承諾を依頼することで、信用不安を招くことにより、債務者に対する販売に支障が生じる可能性があるということを理由とするもの。
  - 取引相手である債務者の方が、立場が強いことが多いため、譲渡禁止特約付き債権の譲渡の承諾という、相手方にとって煩雑であり、リスクが内在する手続を依頼すると、取引関係に悪影響を及ぼすおそれがあるということを理由とするもの。
  - 債務者側に承諾をしなければならない積極的な理由がないことや資

金調達に利用することをどのように受け止められるか不明であるということから、譲渡人としては、債務者に対して譲渡禁止特約付き債権の譲渡の承諾を依頼することに違和感があるということを経由とするもの。

- (2) 回答②の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
- 取引先である債務者に対して、譲渡禁止特約付き債権の譲渡の承諾を依頼することは、譲渡人の信用不安につながる可能性があるということを経由とするもの。
  - 風評リスクを勘案すると債務者に相談したくないということを経由とするもの。
- (3) 回答③の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
- 承諾を得るための交渉の手間と承諾を得て譲渡することにより得られる収益とのバランスを理由とするもの。
  - 多くの販売先を持つ譲渡人としては、小口に分散された複数の債務者から承諾を得るのは、事務負担が極めて重いということを経由とするもの。
- (4) 回答④の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
- 債務者の方が強い立場にあり、譲渡禁止特約付き債権の譲渡の承諾を依頼しても応諾してもらえない可能性が高いことから、そもそも承諾の依頼をしたくないということを経由とするもの。

7. 債務者の承諾を取得した上で、譲渡禁止特約付き債権を譲渡したという事例はありますか。

(回答)

|    |     |
|----|-----|
| ある | 14社 |
| ない | 9社  |

8. (7のような事例がある場合) 譲渡禁止特約付き債権のうち、債務者から承諾を取得できた債権が、およそどの程度の割合を占めるか、ご教示ください。

(回答の要旨)

- ① 承諾を依頼した事例については、承諾を取得できた債権が多数を占めるという回答 3社
- ② 承諾を取得できた債権は少数であるという回答 6社

③ 割合は不明であるという回答

5社

(補足説明)

(1) 回答①の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 交渉しなかった事例を除くと、譲渡人が債務者と交渉した事例では、8割程度は承諾を得られたと思う。
- 承諾が得られそうな債権に限定して承諾の依頼をしているため、承諾を依頼して断られた事例はない。
- 半数程度ではないか。

(2) 回答②の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 割合は不明であるが、債務者から承諾を取得できる場合は極めて限られる。
- 顧客件数のうち、2%にも満たない。
- 承諾を依頼する事例が、譲渡人が望んだ場合や、この債務者であれば承諾を依頼できると判断した場合に限定されるため、非常に少なく、割合を示すことはできない。
- 極めて限定的である。
- 債権者が有する債権全体に占める割合はごく僅かであり、1割にも満たない。

9. (7のような事例がある場合) 債務者が、譲渡禁止特約付き債権の譲渡を承諾した理由が分かれば、ご教示ください。

(回答の要旨)

- ① 譲渡人と債務者との間の関係を理由とするもの(12社)
- ② 譲渡を承諾することのリスクを理解し、納得できたということをも理由とするもの(3社)
- ③ 譲受人が特定されており、当該譲受人への譲渡であれば譲渡されても問題ないということをも理由とするもの(3社)
- ④ 債務者において、譲渡禁止特約付き債権の譲渡の承諾手続の実績があったことや社内の体制が整備されていたことを理由とするもの(3社)
- ⑤ 譲渡禁止特約付き債権の譲渡による資金調達の実績について、理解があったということをも理由とするもの(2社)

(補足説明)

(1) 回答①の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。

- 譲渡人が債務者の重要顧客であったということをも理由とするもの。

- 譲渡人と債務者との良好な取引関係を背景とする取引先支援の一環ということを経由とするもの。
  - 譲渡人の方が債務者より規模が大きいことや、譲渡人の商品を取り扱わないと債務者の事業に影響が生じること等、譲渡人の方が立場的に強いということを経由とするもの。
  - 債務者が譲渡人の親会社であったという両者間の資本関係を理由とするもの。
  - 債務者が譲渡人のスポンサーであったという両者間の関係を理由とするもの。
- (2) 回答②の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
- 債務者に対して、不利益が生じないこと又は生じるリスクについての説明が行われ、債務者が納得したことを理由とするもの。
- (3) 回答③の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
- 譲受人が銀行であるということが判明した段階で債務者側の不安が解消されたということを経由とするもの。
  - 譲渡先が金融機関に限定されていたということを経由とするもの。
- (4) 回答④の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
- 組織内に承諾手続に対応するためのマニュアルが整備されていたということを経由とするもの。
  - 既に譲渡禁止特約付き債権の譲渡を承諾したという実績が債務者にあったということを経由とするもの。
- (5) 回答⑤の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
- 譲渡禁止特約付き債権の譲渡の承諾の意義を債務者に説明し、債務者の資金調達の幅を広げる手段であることについて、債務者が理解したということを経由とするもの。
  - 債務者が大企業であって、債権譲渡又は将来債権譲渡担保による資金調達について、理解があるということを経由とするもの。
10. 民法（債権関係）の見直しに当たって、譲渡禁止特約について、どのような見直しをすることが望ましいか、ご意見があれば、自由にご記載ください。

(回答の要旨)

- ① 譲渡禁止特約の第三者に対する効力は認めるべきではないという意見
- ② 一定の取引類型の債権については、譲渡禁止特約の第三者に対する効力を否定すべきであるという意見
- ③ 一定の目的の債権譲渡については、譲渡禁止特約の第三者に対する効力を否定すべきであるという意見
- ④ 譲渡禁止特約の第三者に対する効力を認めるとしても、その効力を弱めるべきであるという意見
- ⑤ 譲渡禁止特約の第三者に対する効力について、①から④までの意見を前提として、債務者保護の方策を拡充すべきであるという意見
- ⑥ 債権譲渡登記によって対抗要件を具備した債権譲渡については、譲渡を常に有効とすべきであるという意見

(補足説明)

- (1) 回答①の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
  - 譲渡禁止特約の効力を認める意義として、主に以下のようなものが挙げられるが、いずれについても、譲渡禁止特約の効力を認めるための積極的な理由とは認められない。
    - (i) 債務者の交代による過酷な取立てから債務者を保護する点
      - 弁護士法等によって、債権者の債務者に対する過酷な取立ては既に制限されている
    - (ii) 債務者の抗弁権を保護する点
      - 債務者が異議をとどめない承諾をしない限り、抗弁権は失われない。
    - (iii) 事務ミスによる二重払いリスクの回避
      - 債権が譲渡されても、譲渡人に債権回収が委任されることが一般的であり、リスクは僅少である。
  - 経済や金融の円滑化のために、譲渡禁止特約を無効とすることが望ましいという意見。
  - 譲渡禁止特約は認めない方向での法制度の見直しを行うべきであるという意見。
  - 弱い立場の債権者が、資金調達手段を広げる意味で活用できるように、見直しをすることが望ましいという意見。
- (2) 回答②の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
  - 預金債権に限って、譲渡禁止特約の効力を認めるべきであるという意見。
  - 債権の種類（金銭消費貸借契約・売買契約・請負契約等）を特定して、原則として、譲渡禁止特約の効力を認めないこととすべきである

という意見。

- 事業者間の取引について特則を置くべきであるという意見。
- 譲受人が金融機関又はそのSPC（特定目的会社）で、譲渡人の資金調達に資する場合には、譲渡禁止特約の効力を認めないようにすべきであるという意見。
- 電子記録債権については譲渡禁止特約を付することができないとする等、債権を流動化・担保化したい譲渡人にとって、電子記録債権のシステムを利用しやすい環境を整えていくことが必要であるという意見。

(3) 回答③の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 売掛債権を資金調達目的で譲渡する等の一定の場合には、譲受人の善意・悪意にかかわらず、譲渡禁止特約の第三者及び債務者に対する効力を認めないとする意見。
- 売掛債権を資金調達目的で譲渡する等の一定の場合には、譲渡人が第三債務者に譲渡禁止特約付きの債権の譲渡の承諾を求めたときに、合理的な理由がない限り、承諾を拒んではならないとする意見。

(4) 回答④の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 譲渡禁止特約の効力を原則として認めないこととしつつ、債務者の保護の観点から、債務者に対して不当な請求がされた場合には、債務者に譲渡の効力を否定する抗弁を認めることとすべきという意見。
- 譲渡禁止特約は、弱い立場の債務者が保護されている面だけではなく、強い立場の債務者が利用している面もあるので、弱い立場の債権者が、資金調達手段を広げられるように、見直しをすべきであるという意見。
- 譲渡禁止特約の効力は債権者と債務者との間の人的抗弁として効力を認められるものとし、債権を譲り受けた第三者は背信的悪意者でない限り保護されることとすべきであるという意見。

(5) 回答⑤の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 譲渡が自由にできるようになった場合、債務者はどこから請求されるか分からない場合が存在するので、手形のように、支払場所が最終的に金融機関となるような手当て、工夫をすべきであるという意見。
- 民法第494条の要件を拡張し、譲渡禁止特約付き債権が譲渡された場合に、債務者が譲受人に対して支払うことについて反対の意思がある場合にも、供託することができるようにすべきであるという意見。

- (6) 回答⑥の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
- 主に中小企業の資金調達に資する法的環境整備を進めるという観点から、債権譲渡について、登記によって対抗要件が具備された場合には、譲渡禁止特約の効力が否定されることとすべきであるという意見。